

## ④ 生活を支えるための支援のご案内

※令和2年4月27日時点のものです。最新の内容は厚生労働省ホームページを確認してください。  
(これら支援策の中には、令和2年度の国の補正予算の成立が前提であるものが含まれています。)

### お金（生活費や事業資金）に困っているとき

#### ●特別定額給付金 御殿場市特別定額給付金担当 0550-70-3266

基準日（令和2年4月27日）に住居基本台帳に記録されている方に対し、1人当たり10万円の給付を行います。※申請期限は、申請受付開始日から3か月以内

#### ●子育て世帯への臨時特別給付金（子育て世帯向け） 御殿場市子育て支援課 0550-82-4124

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

#### ●緊急小口資金・総合支援資金（生活費） 相談コールセンター 0120-46-1999

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。（電話もしくは、郵送による対応）

#### ●持続化給付金 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

（中堅・中小法人、個人事業者向け）  
新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

#### ●実質無利子・無担保融資（事業資金） 中小企業金融・給付金相談窓口 0570-78-3183

新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、無担保・無利子で融資を行います。

#### ●社会保険料等の猶予 御殿場市国保年金課（国保税） 0550-83-1255

生活に不安を感じておられる方々への緊急対応策の1つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。 （後期高齢者医療） 0550-82-4188  
（年金） 0550-82-4122  
御殿場市長寿福祉課（介護保険） 0550-82-4134

#### ●住居確保給付金（家賃） 御殿場市社会福祉協議会 0550-70-6801

休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

#### ●生活困窮者自立相談支援事業 御殿場市社会福祉課 0550-82-4239

御殿場市社会福祉協議会 0550-70-6801  
様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

#### ●生活保護 御殿場市社会福祉課 0550-82-4239

現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施しています。

### 新型コロナウイルスの感染等により仕事を休むとき

#### ●傷病手当金 ご加入の健康保険の保険者へ連絡してください。

健康保険等の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も利用することができます。

#### ●休業手当 特別労働相談窓口（静岡労働局） 054-252-1212

会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。

#### ●雇用調整助成金 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。

### 小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話が必要なとき

#### ●小学校休業等対応助成金 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999

（労働者を雇用する事業主の方向け）  
小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「労働者（保護者）」（正規雇用・非正規雇用を問いません。）に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主（労働基準法上の年次有給休暇を除く）に助成します。

#### ●小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）」に対し、就業できなかった日について支援します。

#### ●企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 全国保育サービス協会HP

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等の臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。個人で就業されている方も利用可能です。

各支援制度の詳細は厚生労働省ホームページを  
確認してください

検索 生活を支えるための支援のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

※不明な点は御殿場市役所くらしの安全課（☎0550-82-8400）にお問い合わせください。

